

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（茨城県）

1 期間 平成29年度 第4四半期（平成30年 1月～3月）

2 検査計画概要

分類		品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品					
野菜類		6	隔週	10	5
果実類		—	—	—	—
きのこ・山菜類		3	月1回以上 (山菜・野生きのこ類は適宜)	125	44
畜産物	牛肉, 馬肉, 豚肉, 鶏肉, 鶏卵, 原乳	1	月1回以上 (牛肉は毎日, 馬は適宜)	6,000	44
野生鳥獣の肉	イノシシ肉	1	適宜	10	1市
穀類		—	—	—	—
海産魚種	海産魚種	70~100	週1回	200~250	3海域
	内水面魚種	8~15	週1回	40~60	霞ヶ浦・北浦 他5水系
その他	茶	—	—	—	—
小計		89~126		6385~ 6455	
市場に流通している食品					
生鮮品又は加工品		10	月2回	16	
計		99~136		6401~ 6471	

農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要(茨城県)

茨城県 平成29年度 第4四半期

※	種 類	1月	2月	3月	市町村・対象品目	検査時期	検査方法 (各品目の生産・出荷がある期間に、出荷前検査を行う)
<b>1. 野菜類</b>							
D	非結球葉菜類(ホウレンソウ等)	—	○	○	ほうれんそう…常総市	通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
	結球葉菜類(キャベツ等)	—	—	○	レタス…結城市	通年	
	果菜類(トマト等)	○	○	○	きゅうり…筑西市,常総市 いちご…桜川市	通年	
	茎菜類(セロリ等)	○	—	—	ねぎ…常総市	通年	
	根菜類(ダイコン等)	—	—	—		通年	
	多年生の野菜(アスパラガス等)	—	—	—		通年	
	ハーブ類等(セリ等)	—	—	—		通年	
	花蕾類(カリフラワー等)	—	—	—		通年	
	未成熟豆類(エダマメ等)	—	—	—		通年	
	山菜類(栽培)	—	○	—	ふきのとう…石岡市	通年	
<b>2. 果実類</b>							
D	ベリー類(ブルーベリー)	—	—	—		通年	各品目の出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
	かんきつ類(ミカン・ユズ)	—	—	—		通年	各品目の出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
	クリ	—	—	—		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
	カキ	—	—	—		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
	ウメ	—	—	—		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
	ブドウ	—	—	—		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
	キウイフルーツ	—	—	—		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
	リンゴ	—	—	—		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
	ナシ	—	—	—		通年	出荷開始前や出荷盛期等を中心に検査を実施する。
<b>3. きのこと山菜類</b>							
A	原木きのこ	○	○	○	44市町村	通年	出荷のための生産が行われている市町村ごとに実施
A	原木しいたけ	○	○	○	33市町村	通年	出荷のための生産が行われている市町村ごとに実施
A	野生きのこ類(チチタケ等)	○	○	○	43市町村	通年	出荷を目的としたものについて、収穫の段階で市町村ごとに実施
	山菜類(タケノコ, こしあぶら, たらめめ等)	○	○	○	44市町村	通年	出荷を目的としたものについて、収穫の段階で市町村ごとに実施
<b>4. 畜産物</b>							
D	乳	○	○	○	笠間市, 常総市	通年	クーラーステーション(笠間市, 常総市)単位で月に1回程度
	牛肉	○	○	○	全域	通年	全頭検査
	鶏肉, 鶏卵, 豚肉	○	○	○	主要産地の市町村	通年	県内全域で月1回以上検査
	馬肉	○	○	○		通年	
<b>5. 野生鳥獣の肉</b>							
A	イノシシ肉		捕獲時に適宜検査		石岡市	通年	本県の出荷・検査方針に基づき実施
<b>6. 穀類</b>							
D	麦	—	—	—			
	米	—	—	—			
	ソバ	—	—	—			
D	大豆	—	—	—			
D	小豆	—	—	—			
	落花生	—	—	—			
<b>7. 海産魚種</b>							
B	海産魚介類	○	○	○	県内海域(クロダイ)	通年	
	内水面魚介類	○	○	○	霞ヶ浦水系(天然アメリカナマス), 利根川水系(天然ウナギ)	通年	
C	海産魚介類	○	○	○	県内海域(カレイ類, ソイ・メバル類その他)	通年	
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(天然ウナギ他)	通年	
D	海産魚介類	○	○	○	県内海域(シラス, ヒラメ, イカ・タコ類他)	通年	
	内水面魚介類	○	○	○	県内主要湖沼・河川(シジミ他)	通年	
<b>8. その他</b>							
D	茶						
D	生鮮品又は加工品	○	○	—	全県域	通年	県内事業者が製造した又は県内流域の県外製造の加工食品(飲料水, 牛乳, 乳児用食品, 一般食品)を月2回程度

※ A: 基準値超過が検出されたもの B: 基準値の1/2の超過が検出されたもの  
 C: 検査の必要性が指示されているもの D: 各自自治体において計画的に実施するもの